

事業所名	特別養護老人ホームあたかの郷		
事業の種類	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護		
介護保険事業所番号	1770300059		
事業所の所在地	石川県小松市安宅町ル1番地28		
管理者	施設長	利用定員	定員100名の特別養護老人ホームあたかの郷の空床を利用
連絡先	TEL 0761-24-8800 FAX 0761-24-8803		
運営方針	利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスを行い、利用者の心身機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。要支援者にあつては、生活機能の維持又は向上を目指し、介護予防に資するような支援を行う。		
サービス内容	短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。		
通常の送迎の実施地域	小松市		
従業者の職種、員数	管理者 1人、医師 1人以上、生活相談員 1人以上、介護職員又は看護職員 34人以上（常勤換算で介護老人福祉施設と合わせた数。ただし、この内看護職員は常勤換算で3人以上） 管理栄養士 1人以上、機能訓練指導員 1人以上、（常勤換算で介護老人福祉施設と合わせた数。）		
従業者の勤務体制（介護老人福祉施設と合わせた数）	早出	6:00~15:00	4名
	日勤	8:15~17:15 9:00~18:00	4名
	遅出	11:00~20:00 12:30~21:30	14名
	準夜勤	15:00~24:00	4名
	夜勤	0:00~9:15	4名
事故発生時の対応方法	1 サービスの提供により事故が発生した場合には、主治医、救急隊、市町村、居宅介護事業所、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。 2 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。		
協力医療機関	医療法人社団さくら会 森田病院（小松市園町ホ99番地1） 整形外科・内科・神経内科・外科・胃腸科・肛門科・麻酔科 脳神経外科・眼科・リハビリテーション科 本村歯科医院（小松市竜助町5）		

利用料	<p>1 介護保険給付対象となるサービスに係る費用 （負担額は総単位数に1単位の単価10円を乗じた額の1～3割）</p> <p>①サービス費（単位／1日あたり）</p> <p>ア 介護予防サービス</p> <table border="1"> <tr> <td>要支援1</td> <td>要支援2</td> </tr> <tr> <td>451</td> <td>561</td> </tr> </table> <p>イ 介護サービス</p> <table border="1"> <tr> <td>要介護1</td> <td>要介護2</td> <td>要介護3</td> <td>要介護4</td> <td>要介護5</td> </tr> <tr> <td>603</td> <td>672</td> <td>745</td> <td>815</td> <td>884</td> </tr> </table> <p>②施設体制に係る加算（1日あたり） 看護体制加算Ⅰ・Ⅱ 12単位、夜勤職員配置加算Ⅲ 15単位</p> <p>③その他の加算・減算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送迎加算 片道184単位 ・療養食加算 8単位／食 ・連続して30日を超えて利用の場合：-30単位／日 （介護予防のみ）要支援1：要介護1の75%、要支援2：同93%の単位数 ・連続して60日を超えて利用の場合：介護福祉施設サービス費と同単位／日 ・緊急時における利用の場合 90単位／日 <p>2 介護保険給付対象とならないサービスに係る料金</p> <p>① 食事の提供に要する費用 朝食 317円、昼食 713円、夕食 532円 ※但し介護保険負担限度額認定を受けている場合は認定証に記載された額と1日の合計食事額とのどちらか低い方の額を負担</p> <p>② 滞在に要する費用 多床室 1日あたり 1,090円 従来型個室 1日あたり 1,410円 ※但し介護保険負担限度額認定を受けている場合は認定証に記載された額を負担</p> <p>③ 利用者が選定する特別な食事の費用 要した費用の実費</p> <p>④ 日常生活上必要となる諸費用 実費</p> <p>⑤ 教養娯楽費 実費</p>	要支援1	要支援2	451	561	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	603	672	745	815	884
要支援1	要支援2														
451	561														
要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5											
603	672	745	815	884											
苦情受付の体制	<p>1 当事業所における苦情の受付《TEL 0761-24-8800》</p> <p>① 苦情解決責任者：施設長</p> <p>② 苦情受付担当者：生活相談員</p> <p>③ 第三者委員：社会福祉法人あさひ会 評議員</p> <p>2 当事業所以外の苦情申し立て窓口</p> <p>① 石川県福祉サービス運営適正化委員会 《TEL 076-234-2556》</p> <p>② 石川県国民健康保険団体連合会 《TEL 076-231-1110》</p> <p>③ 小松市長寿介護課 《TEL 0761-24-8149》</p>														